

環境政策に関する最近の動き

平成19年4月



国土交通省

1. 地球温暖化対策に関する国際的な検討

□ 国連気候変動枠組条約

- 京都議定書第1約束期間後(2013年以降)の枠組みの検討が大きな課題

□ G8(主要国首脳会議)

- 近年、気候変動問題に関心が高まり、一昨年のグレンイーグルス・サミット、本年のハイリゲンドラム・サミットにおいて、気候変動が主要議題。

□ クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ(APP)

- 「気候変動枠組条約」と統合的なエネルギー技術開発や普及・移転を促進する環境を整える。

2. 21世紀環境立国戦略の策定に向けて

- 国内外を挙げて取り組むべき環境政策の方向
- 今後の世界の枠組み作りへの貢献の指針

気候変動に関する外交スケジュール

G 8 プロセス

2005年のグレンイーグルズ・サミットで気候変動が主要議題。
(サミットには、中国、インド、ブラジル、メキシコ、南アの新興
経済諸国5カ国も参加。)

気候変動枠組条約関係

2007年

3月 欧州理事会
(2020年の削減目標を採択)

2月 IPCC第4次
の第1作業部会
報告書公表

3月 G8環境大臣会合(ドイツ)

(気候変動・生物多様性が議題)

6月 G8 ドイツサミット
(ハイリゲンダム)

秋 G20対話(ドイツ)

(2005年の英国サミットでG8及び中国・インド等、
主要20カ国及び世銀・IEAからなる気候変動に関
する対話を開始)

11月 最新の科学的知見:
IPCC第4次の統合報告書公表

APP政策実施委員会
(年央、東京)

APP閣僚級会合
(年後半、インド)

12月 気候変動枠組条約締約国
会議(COP13、インドネシア)

京都議定書第一約束期間
(2008~21012年) 開始

2008年

春 G20対話(日本)

春 G8環境大臣会合(日本)

夏 G8 日本サミット

(G20対話の報告・まとめ その他)

12月 気候変動枠組条約締約国会議
(COP14、(ホーランド予定))

COP12及びCOP/MOP2(ナイロビ)について

- 開催地:ケニア・ナイロビ (サハラ以南のアフリカでは初の開催)
- 期間:2006年11月6日~17日

主 な 成 果

京都議定書第1約束期間後(2013年以降)の次期枠組み

▶京都議定書の見直し(第9条)のプロセス化に合意:

- 第2回目の見直し(2008年)に向けた作業予定を決定。

▶第2回AWG(附属書I国の次期約束検討):

- AWGの作業計画に合意。まずは附属書I国の削減ポテンシャルを検討する。

など

気候変動への適応、技術移転等の途上国支援

▶適応5ヶ年作業計画:

- 呼称を「ナイロビ作業計画」とし、前半期(2007年まで)の具体的な活動内容に合意。

▶適応基金(CDMクレジットの2%を積立):

- 管理原則、運用形態、運用組織の構成に合意。基金の付託先COP/MOP3(2007年)での決定を目指す。

▶技術移転(「技術移転に関する専門家グループ(EGTT)」の実績の見直しと継続):

- 2006年で終わる活動期間を1年延長するとともに、その後の在り方について引き続き議論

など

京都メカニズム(CDM等)

▶CCS/CDM:

- 実施を可能とするガイダンスをCOP/MOP4(2008年)で採択するためのプロセスに合意。

▶小規模のCDMの拡大:

- 簡素な手続が適用される小規模CDMプロジェクトの範囲拡大(従来の4倍)

▶CDMの地域配分の是正:

- CDMプロジェクトが少ないアフリカなどを対象に、地域配分改善のための措置決定。

など

EUの動向

欧州理事会(首脳会合)での合意

- 気温上昇幅を工業化前から2°C以内に抑制(05年3月)
- EUとして、2020年までに1990年比で排出量を少なくとも20%(国際合意次第で30%)削減(07年3月)
- 先進国全体で、2020年までに1990年比で排出量を30%、2050年までに60-80%削減(07年3月)

EU-ETS(欧州域内排出量取引)

- 炭素市場の形成により最も費用効率的に排出削減を実現できることを主張。

欧州産業界(欧州産業連盟)

- EUの野心的かつ一方的な目標は受け入れられないとの声明を発表(07年1月)。

米国の動向

ブッシュ政権

- 「気候変動は重要な課題」と言及し、再生可能エネルギーを強力に推進。バイオエタノールの供給大幅拡大により、向こう10年間でガソリン消費を20%削減など(07年1月大統領一般教書演説)。
- 但し、ブッシュ政権は、①京都議定書を支持しない、②温室効果ガス削減のための数値目標導入に反対、という立場を維持。

連邦議会

- 国際交渉への積極参加を求める決議や、排出量取引制度を組み込んだ義務的な温室効果ガス排出規制に関する複数の法案が提出されている。

州レベル

- カリフォルニア州: 1990年比で、2020年±0%とする法律、2050年-80%とする行政指令を制定・発令。排出量取引制度や自動車燃費規制なども組み込む予定。
- NY州を含む北東部州(現在8州): 排出量取引により、2009年に排出増抑制、2018年には2009年比10%削減。

企業レベル

- USCAP: 企業及びNPO連合。排出量取引を活用し、次の目標実現を政府に要請。
 - ー長期目標: 2050年に現在から60-80%削減。
 - ー短期目標: 今から5年で排出増を抑制、10年で10%、15年で20%削減。

市民レベル

- 映画「不都合な真実」、ハリケーン・カトリーナなどで市民の関心高まる。

クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ

- 米国が中心となり、豪・韓・中・印・日の6ヶ国によるエネルギー安全保障・気候変動解決に向けた協定に合意(2005年7月28日)
- 「気候変動枠組条約」と統合的なエネルギー技術開発や普及・移転を促進する環境を整える
 - 京都議定書の「代替」ではなく「補完」
- 8つの産業分野の「官民一体となった」タスクフォースが立ち上がる。
(1)よりクリーンな化石エネルギー、(2)再生可能エネルギーと分散型電源、(3)発電及び送電、(4)鉄鋼、(5)アルミニウム、(6)セメント、(7)石炭鉱業、(8)建物及び電気機器
- 第3回政策実施委員会(2006年10月)において、運輸の取り扱いについて議論。

21世紀環境立国戦略について

「国内外挙げて取り組むべき環境政策の方向を明示し、今後の世界の枠組み作りへ我が国として貢献する上での指針として『21世紀環境立国戦略』を6月までに策定」

(平成19年1月26日安部内閣総理大臣施政方針演説)

【戦略のねらい】

➤ 国民各界各層からの期待に応え、今後の世界の枠組み作りへ貢献する「環境立国」の実現に向けた中期的かつ戦略的な今後の環境政策の羅針盤又は海図を明らかにすること。

➤ 2008年に我が国で開催されるG8サミット等を見据えて、今後の世界の枠組み作りへ我が国として貢献する上での指針を示すものとして内外に発表し、G8サミット等の成果への反映を目指すこと。

➤ 本戦略が、国内外における環境保全に向けた各界各層の取組の輪を広げ、力強く後押しするものとなることを期待。

【検討の背景】

✓ 私たちの生存を支える自然環境全体について、人間の活動による劣化が一層懸念
✓ 人間社会の持続性にも影響が及ぶ可能性が増大

✓ 2008年のG8サミットで、環境問題への対応に大きな関心が集まる
✓ 今後の世界の枠組み作りへ向けた我が国の考えを積極的に表明していくことが一層重要

【検討の体制】 ◆ 中央環境審議会21世紀環境立国戦略特別部会において審議

【検討に当たっての基本的な視点】

- ◆ 特に中期的かつ戦略的に取り組むべき重点事項に絞って環境政策の方向性を明らかにするものとし、世界をリードする環境立国の実現に向けて新機軸となる取組を含め幅広く検討を行うこと。
- ◆ 地球温暖化を始めとする環境問題の深刻さにかんがみれば、スピード感を持って取り組むことが重要であり、特に今後1、2年で実施に着手すべき地球温暖化対策等を始めとする重点的な取組について検討を行うこと。
- ◆ 本戦略が、環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上に向けた国内外の動きをさらに推進するものとなるよう検討を行うこと。

【今後のスケジュール】

- ◆ 「骨太の方針2007」をまとめる流れを踏まえつつ、5月までにとりまとめ。